

# 法人町民税 税率表 (地方税法第312条)

北海道豊浦町

平成26年10月1日 改正

## ■均等割

( )内の数字は標準税率

法人の区分	均等割税率	備考
1. 資本金が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の金額を有しないもの及び第3項第3号に掲げる公共法人を除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市町村に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(法令で定める役員を含む)の数の合計数(次号から第8号まで及び第5号において「従業者数の合計数という。」)が50人を超えるもの	3,600,000円 (3,000,000円)	※ 各区分ごとの税率及び法人税割は上段の制限税率を適用します。
2. 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000円 (1,785,000円)	
3. 資本金の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	492,000円 (410,000円)	
4. 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	480,000円 (400,000円)	
5. 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	192,000円 (160,000円)	
6. 資本金の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	180,000円 (150,000円)	
7. 資本金の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	156,000円 (130,000円)	
8. 資本金の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	144,000円 (120,000円)	
9. 上記以外に掲げる法人以外の法人	60,000円 (50,000円)	

## ■法人税割 12.1% (9.7%)